

釜石市告示第 244 号の 2

釜石市災害危険区域に関する条例（平成 24 年釜石市条例第 28 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、災害危険区域の指定の変更について以下のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 4 日

釜石市長 野 田 武 則



災害危険区域の指定を変更した区域

地 域	種 别	種別の区分	区 域
花露辺地区	第 1 種区域	一	釜石市唐丹町字花露辺の一部

縦覧場所 釜石市 建設部都市計画課

問い合わせ

建築確認に関すること 建設部都市計画課 Tel0193-22-2111 (内 435)

復興事業に関すること 復興推進本部都市整備推進室 Tel0193-22-2111 (内 410)